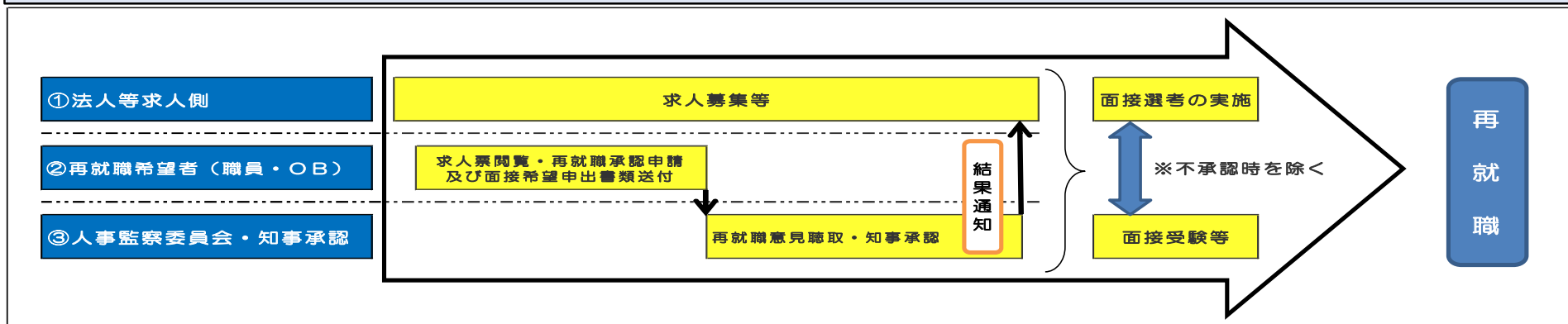


■ 再就職に関する手続きの流れ ～イメージ図～



■ 再就職禁止法人への再就職審査の考え方 ～再就職禁止法人への再就職審査における主な着眼点～

対象となる再就職禁止団体	採用手続きに関する着眼点	例外承認する際の着眼点
全項目「共通事項」	府職員（OB含む）以外も対象とした幅広い募集が行われているか。	求められる「資格」「免許」「条件」等を有しているか。
(1)指定出資法人	府民に疑念を抱かれないような採用手続きが行われているか。 ○ハローワークや法人ホームページ等での募集が行われているか。 <以下、(1)～(3)のみ対象> ○人材バンク制度を利用しているか。	府と関連のある業務を行っていることが多く、府職員として培った専門知識等を活用できる分野が多く存在すると考えられるが、実際に再就職する府職員（OB含む）に能力が欠如しているようなことがあれば、まさに天下りと非難されるため、以下のような観点から厳正に判断する。 ○再就職者の知識や経験を活用することで、法人等の効率・効果的な事業の実施が見込まれるか。 ○法人等の業務遂行にあたり、本府で培った知識・経験が必要とされているか。
(2)職員を派遣している団体		
(3)指定出資法人の子法人等		
(4)府が財政的援助をしている法人		
(5)離職前5年間に行政上の処分（許認可等）に関する事務に携わった法人（離職後2年間）		再就職先に対する補助金等の財政的援助に関する業務に就いていた場合、以下のような観点から総合的に判断する。 ○当該補助金等の性質・内容 ○補助金交付要綱等に基づく適正な執行 ○補助金等交付にあたっての裁量の程度 ○申請者本人の決裁権限の有無・関与の度合い (5)は、(1)～(4)と異なり、申請者によって対象となる法人が異なり、再就職承認に係る審議にあたっては、個別具体的に判断する必要があるため、以下のような観点から事実確認を行い、検討する。 ○行政処分（許認可）の性質・内容 ○審査基準、審査手続きの透明性 ○行政処分にあたっての裁量の程度 ○申請者本人の決裁権限の有無・関与の度合い